

令和6年第4回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和6年4月19日(金)午後2時

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

|               |      |
|---------------|------|
| 教育委員会教育長      | 二見隆久 |
| 教育委員会教育長職務代理者 | 平木倫子 |
| 教育委員会委員       | 高橋松久 |
| 教育委員会委員       | 森島史枝 |

4 説明のための出席者

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 学校教育部長              | 小島孝之   |
| 生涯学習部長              | 奥山雄三郎  |
| 学校教育部次長兼教育総務課長      | 関口豊樹   |
| 生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長 | 小笠原ミツエ |
| 学校教育部参事兼教育管理課長      | 小石川知治  |
| 生涯学習部参事兼中央公民館長      | 堀川政昭   |
| 教育指導課長              | 横瀬修克   |
| 学校給食課長              | 長谷修    |
| 文化財課長               | 藤原真吾   |
| 図書館長                | 増田潔    |

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) そ の 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり

別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ① 令和6年第1回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ② 令和6年度当初教職員人事異動の概要について
- ③ 令和6年度朝霞市小中学校の学級編制について
- ④ いじめに関する調査結果について  
(当日配付)
- ⑤ 専決処理について(朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について)
- ⑥ 専決処理について(朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について)
- ⑦ 令和5年度放課後子ども教室について
- ⑧ 令和5年度市民企画講座について
- ⑨ 朝霞市博物館の登録について
- ⑩ 「池田幹雄追悼展」について
- ⑪ 朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

◎ 提出議案

- 議案第38号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員の委嘱及び任命について
- 議案第39号 第五採択地区協議会規約について
- 議案第40号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて  
(当日配付)
- 議案第41号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて  
(当日配付)
- 議案第42号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて  
(当日配付)

## 教育長月間行事(令和6年3月) 実績

| 日  | 曜 | 時 間   | 行 事 等                        |
|----|---|-------|------------------------------|
| 2  | 土 | 8:30  | 第13回東武鉄道杯少年サッカー中央選手権大会       |
| 3  | 日 | 13:00 | 第68回朝霞市民総合体育大会第47回空手道競技大会    |
| 5  | 火 | 15:15 | 時年休(2時間)                     |
| 10 | 日 | 9:30  | 朝霞市スポーツ少年団新人戦サッカー大会「武蔵野カップ」  |
| 10 | 日 | 10:00 | 第68回朝霞市民総合体育大会ミニテニス大会        |
| 17 | 日 | 9:00  | 第68回朝霞市民総合体育大会バレーボール大会小中学生の部 |
| 27 | 水 | 16:15 | 時年休(1時間)                     |

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

## 教育長月間行事(令和6年5月) 予定

| 日    | 曜   | 時間    | 行事等                            |
|------|-----|-------|--------------------------------|
| 8~10 | 水~金 | 終日    | 全国都市教育長協議会総会並びに研究大会(移動日含む)     |
| 19   | 日   | 9:15  | 第43回朝霞市民卓球ダブルス大会               |
| 19   | 日   | 10:00 | 朝霞市レクリエーション大会                  |
| 21   | 火   | 15:00 | 第1回第五、第六採択地区教科用図書採択協議会第1回調査員会議 |
| 24   | 金   | 18:30 | 朝霞市民総合体育大会実行委員会                |
| 25   | 土   | 18:30 | 朝霞市スポーツ少年団定期総会                 |
| 27   | 月   | 14:00 | 第2回南部教育長会議・教育長協議会              |

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

令和6年第1回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和6年第1回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

**質問者：** 兼本 尚昌議員（あさか未来）

**質問：** 学校施設について

（1）小中学校の夜間照明設置状況について

（2）小中学校のプール利用状況、今後の整備計画について

【一問一答方式】

**主な質問及び答弁（要旨）**

（1）小中学校の夜間照明設置状況について

**質問①**

小中学校に夜間にグラウンドでスポーツができる照明設備が設置されている学校はあるか。

**答弁①**

市内の小・中学校においてグラウンド用の夜間照明設備が設置されているのは、第一中学校の1校のみでございます。

**質問②**

第一中学校の夜間照明設備では、どのようなスポーツが行えるか。

**答弁②**

照明の明るさ（照度）161ルクスで、JIS規格によるとサッカー、ラグビー、陸上競技に適した仕様となっております。

**質問③**

夜間照明の設置費用はどのくらいか。

**答弁③**

現在の第一中学校は、平成16年度から平成17年度にかけて改築工事を行っておりますが、夜間照明設置に係る工事費は、当時の設計価格で約3,000万円となっております。

**質問④**

第一中学校では学校活動（授業や部活動）で夜間照明を使用しているか。

**答弁④**

夜間照明の使用状況について学校に確認したところ、日没の時間が早まる冬に一時的に使うことはあるものの、学校活動ではほとんど使用していないとのことでした。

**質問⑤**

他の小・中学校から夜間照明を設置してほしいといった要望はあるか。

**答弁⑤**

毎年、学校施設に係る改修工事等の要望をヒアリングしておりますが、夜間照明の設置要望はございません。

**質問⑥**

学校開放の利用団体から、夜間照明の設置要望はないか？

**答弁⑥**

現在、学校開放で夜間利用が可能な第一中学校におきましては夜間照明が設置されております。

この他、夕方まで開放している学校におきましては、学校開放調整会議や運営委員会など、利用団体から要望を伺う機会がございますが、設置を要望する声はいただいております。

**（２）小中学校のプール利用状況、今後の整備計画について**

**質問①**

市内の小・中学校にはプールはどのくらい設置されているか。

**答弁①**

市内の小・中学校におきましては、すべての学校にプールを設置しております。

**質問②**

プールの修繕や維持管理に係るコストはどのくらいかかっているか。

**答弁②**

プールの維持管理に係る経費の項目としましては、プールろ過機の維持管理委託料や修繕料、水道料などがございます。

改修工事の実施状況などで年度による支出の増減はございますが、令和4

年度決算では、小・中学校全15校の合計で約1,500万円の維持管理経費を支出しております。

### 質問③

今後10年間の間に予定されるプールの大規模修繕のスケジュール及び改修費用はどうか。

また、プールの耐用年数、築年数が古いプールがある学校はどこか。

### 答弁③

プールの修繕につきましては、ろ過機維持管理委託による点検結果や学校による点検の報告に基づき適宜実施しており、現時点では大規模改修の予定はございません。

また、プールの耐用年数につきましては、学校施設長寿命化基本方針において60年と位置づけております。

そして、建築年の古いプールがある学校としましては、第三小学校が昭和38年、第一小学校が昭和39年、第六小学校が昭和46年、第七小学校が昭和47年、第八小学校が昭和51年となっております。

今後におきましては、令和6年度より着手する「学校施設長寿命化計画」の改訂に併せて、今後のプールのあり方についても検討してまいりたいと考えております。

### 質問④

年間のプールの利用回数はどのくらいか。

### 答弁④

市内小中学校における水泳指導は、小中学校の学習指導要領の指導内容にも示されており、各学校の年間指導計画に沿って適切に実施しているところです。

例年各学級において小学校年間10時間、中学校が年間8時間で計画をしております。なお令和5年度につきましては、各学校の状況等で実施時間に若干の差はございますが、計画に沿った実施をしているものと捉えております。

### 質問⑤

安全管理を徹底する上で、教職員だけの対応に課題や問題点は。

### 答弁⑤

安全管理における課題といたしましては、教職員が土日祝日も含めて、清掃や薬剤投入、ろ過機の操作など、水質の衛生管理をしている点がございます。各学校においては、安全管理が特定の個人に偏らないよう期間や曜日等で分担をしたり、薬剤投入やろ過機操作の研修をプール指導開始前に行ったり、複数対応で作業したり、休日前日には多めに薬剤を投入して休日に水質管理のために出勤することがないようにしたりと、工夫を凝らしております。

## 質問⑥

最近の酷暑の状況を踏まえて、日焼け、熱中症も気になるところだが、このあたりはどう考えているのか。

## 答弁⑥

日焼けにつきましては、各学校において、保護者から申し出があればラッシュガード等の使用を認めております。熱中症につきましては、国や県の通知に基づいて適切に判断をするよう各学校に指示をしております。具体的には、熱中症警戒アラートの発令時やWBGTの指数が31以上の時、気温35℃以上の時には、プールを含む屋外での活動、体育的活動の中止や延期、見直しを検討し、児童生徒の安全確保を最優先にすることとしており、最終的には各学校で、それぞれの気象条件等の状況に応じて、校長が対応を決定しております。

なお、学校施設の状況によっては、見学者をプールサイド以外の場所に移す等の対応をしている学校もございます。

## 質問⑦

費用対効果を考えるとプールの集約化や民間施設の活用を検討するべきではないか。

## 答弁⑦

学校のプール施設につきましては、校舎と同様に老朽化が進んでおり、建物やプール槽をはじめ、ろ過機や配管などの設備改修に係る費用が課題となっております。

また、市内小学校の水泳指導については、令和3年度に「朝霞市公立小学校の水泳指導について」の基本方針を策定し、水泳指導の現状や課題などについて整理したところでございます。

今後におきましては、学校プール施設の在り方や地域の人的資源の有効活用について、近隣市の状況も情報収集しながら検討してまいりたいと考えております。

## 質問：業務のIT活用策について

### (1) 学校業務のDX化について

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

#### 質問①

学校業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）について、学校業務は「校務」と「学習指導」に分かれていると思うが、それぞれの取組を確認したい。

## 答弁①

令和6年度に予定している取組として、校務につきましては、校務用ネットワークシステムの更新に併せて、教員の事務などを効率化できる統合型校務支援システムや保護者連絡システムを導入し、教職員の負担軽減や保護者の利便性向上を図ります。

また、学習指導につきましては、一人一台端末を利用し、学習AIドリルシステムを導入します。これにより、児童・生徒ひとりひとりの理解に合わせた個別最適な学びを提供するとともに、不登校児童生徒の学びの機会を保障してまいります。

## 質問②

直近の取組は理解したが、次のステップや構想があれば確認したい。

## 答弁②

令和7年度以降の課題として、GIGAスクール構想で導入した学習用一人一台端末の更新がございます。現在、国及び埼玉県から補助金について詳細が示されたところであり、今後はこちらの内容を踏まえ入替に向けて整備計画等を作成してまいります。

## 質問：オリンピック凱旋パレードについて

### (1) 自衛隊体育学校のオリンピック凱旋パレード実施について

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

#### 質問①

自衛隊体育学校の選手が、パリオリンピックでメダルを獲得した際の凱旋パレードについて、検討状況を教えてください。

#### 答弁①

これまで、オリンピック・パラリンピック出場選手への応援につきましては、多くの選手が出場されております自衛隊体育学校の選手のほか、本市にゆかりのあるアスリートの方々に対し、壮行会や報告会などを開催してまいりました。

今年の夏に実施されますパリオリンピックに際しましても、過去の経緯を踏

まえるとともに、ご提案いただきましたパレード開催も含め、大会の出場選手が参加していただけるような企画について、内容を検討し応援してまいりたいと考えております。

**質問者： 飯倉 一樹議員（あさか未来）**

**質 問：朝霞市の防災体制について**

**（１）学校での防災教育の状況**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

各学校の防災教育の実施状況はどうなっているか。

**答弁①**

防災教育の実施状況につきましては、各学校の安全教育に関わる年間指導計画に基づいて実施しております。具体的には、子供たちが実際に災害発生時に対応できるように、学校行事の中に避難訓練を位置づけ、全ての児童・生徒が参加する形で、各学期に1回以上実施しております。

また、社会科や理科等の学習においても、学年に応じて地震を中心とした自然災害の仕組みについて学んだり、ハザードマップの見方や防災倉庫などの地域の防災対策について調べたりする中で、児童・生徒の防災意識の向上を図っております。

**質問②**

子供（主に小学校高学年から中学生）が自発的に防災に関われるような取組を行っているか。

**答弁②**

地震など大規模な自然災害発生時には、自分の身は自分で守ること、そして、周囲の人たちと協力して助け合うことが必要であり、各学校において、児童生徒の発達の段階に応じながら、「自助」「共助」「公助」について指導することで、児童生徒の防災意識の向上を図っております。

日頃から学校と地域が連携を深め、防災に関する取組を行っていくことは、重要なことだと捉えており、1月の能登半島地震を受けて、校長会議・教頭会議で、学校の実情に応じて防災に関して地域と連携を図っていくよう教育長よ

り指示いたしました。

地域との連携事例といたしましては、「危機管理地域連携会議」と称して、地域、学校、保護者、関係機関で会議を開催した事例がございます。

教育委員会といたしましては、今後も、子供たちが自発的に防災に関われるよう支援してまいります。

### 質問③

実際には、AEDの講習会や避難所開設訓練、マンホールトイレの設置体験等を行うことで、子供たちの防災意識の向上につながると思っておりますがいかがでしょうか。

### 答弁③

AEDの講習会や避難所開設訓練、マンホールトイレの設置体験等、地域がおこなう非常災害を想定した訓練に参加することは子供たちの防災意識の向上には、重要であると捉えております。実際には、地域で災害に対応していく中で、子供たちもできる限りの協力が求められることと捉えています。今後も児童・生徒の防災意識を向上させるために、地域と連携した取組を調査研究してまいります。

### 質問：カラーユニバーサルデザイン・バリアフリーについて

- (1) 国・県の指針を踏まえた朝霞市の現状
- (2) 市内公共施設、公立学校での取組
- (3) ヒアリンググループの実証実験と今後の利活用の検討

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

- (1) 国・県の指針を踏まえた朝霞市の現状

#### 質問①

市内小中学校では、児童生徒や保護者に対して色覚特性に関する啓発や検査の紹介等をどのように行っているのか。

#### 答弁①

学校での色覚検査は、先天性色覚異常のある児童生徒が差別を受けたり不利益を被ったりすることがある等の理由から、平成15年度から実施されておられません。しかしながら、先天性色覚異常は本人だけでは気づきにくい側面が

あるため、本人も知らないうちに学習理解の機会が失われている場合も想定されます。

こうした点を踏まえ、市内の各学校では、年度当初の保健だより等で色覚異常について保護者に周知し、子供の色覚について不安がある場合は学校に相談するよう呼びかけ、申し出がある場合には個別に学校で検査を行っております。

教育委員会といたしましては、色覚の特性は子供の学校生活や学習の保障、進路選択にも関わる重要なものであると捉えております。どのクラスにも何らかの色覚特性のある児童生徒が在籍しているものと捉え、申し出がある場合には適切かつ丁寧に対応するよう、各学校を支援してまいります。

## **(2) 市内公共施設、公立学校での取組**

### **質問①**

学校での色覚多様性への対応について、国や県からの指針等はあるのか。

### **答弁①**

学校における色覚検査は平成15年4月より必須項目から削除されましたが、教職員が色覚特性についてまずは正しく理解し、児童生徒の学習・進路等について適切な指導を実施していくために、文部科学省により「色覚に関する指導の資料」が作成されました。また、日本学校保健会からは「学校における色覚に関する資料」が発行され、分かりやすい色の使い方や板書の工夫等について、配慮の例が示されております。

各校では、これらの資料に基づき、児童生徒への適切な学習指導の実施や、学校環境の整備に取り組んでおります。

### **質問②**

色覚特性のある児童生徒にも分かるよう、学校ではどのような配慮がなされているか。

### **答弁②**

現在、市内各校では、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、どの子にとっても見やすい板書に努めています。取組内容は様々ですが、例えば、色チョークを使用する場合には文字そのものを書くのではなく、文字をわかりやすく際立たせるためにアンダーラインを引いたり、白チョークで書いた文字を

枠で囲んだりする際に使用しております。

個々の実態を踏まえ、子供たちが不利益を被らないことを第一に考えながら対応しているものと捉えております。

### 質問③

色覚チョークを導入している学校はあるか。

### 答弁③

色覚特性のある児童生徒にとっても見やすい、いわゆる色覚チョークは、市内15校の小中学校のうち10校で使用しております。また、一番多く使う白チョークについては、ほぼすべての学校で既にカラーユニバーサルデザイン対応のものを使用しております。

### 質問④

市内全校で色覚チョークを導入できないか。

### 答弁④

教育委員会といたしましては、色覚特性のある児童生徒への対応は学校生活や学習の保障にも関わるものであると捉えております。子供たちの特性や実態を踏まえつつ、白色以外についても色覚チョークの購入をはじめ、適切に対応をしていくよう、校長会議を通じて指示してまいりたいと考えております。

## (3) ヒアリンググループの実証実験と今後の利活用の検討

### 質問①

武道館にヒアリンググループを導入した経緯を聞きたい。

### 答弁①

市では、令和3年3月に策定した第2期朝霞市スポーツ推進計画において、誰もが楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ施設のバリアフリー化の推進を施策に位置づけております。今回の武道館大規模改修工事に合わせ、当該施策に基づき、聴覚障害者が快適に音声を聞き取れるよう、ヒアリンググループの設置を行うものでございます。

また、現在、市の事業等で活用している携帯型のヒアリンググループは、ループアンテナを床上に敷設することとなり、スポーツを行う上で支障になること

から、埋設型としたものでございます。

## 質問②

利用の検証を行い、他のスポーツ施設に導入していく考えはあるか。

## 答弁②

利用の検証につきましては、利用された方から、意見や感想を伺い、今後の施設運営に活かしてまいります。

他のスポーツ施設への導入でございますが、総合体育館につきましては、令和2年度に大規模改修工事を終えたばかりですので、埋設型の設置は難しい状況ですので、他の施設も含め、当面は必要に応じ、携帯型で対応したいと考えております。

## 質問：市内街路樹の整備状況について

### (1) 小中学校の敷地内の樹木の状況

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

#### 質問①

小・中学校にある樹木の管理はどのように行っているか。

樹木の本数はどのくらいあるか。

#### 答弁①

小・中学校の敷地内にある樹木につきましては、学校において維持管理を行っているほか、年に1回樹木剪定業務委託を実施し、学校の要望や樹木の生育状態などによる優先度により、剪定を実施しております。

また樹木の本数につきましては、小学校で約1,700本、中学校で約1,200本となっております。

#### 質問②

2月5日の降雪により学校の樹木の被害はあったか。

また、ナラ枯れによる被害はあるか。

#### 答弁②

2月5日の降雪では、第二小学校及び第七小学校の2校において枝折れの被害がございました。いずれも児童や近隣等への被害はございません。

また、学校の樹木におきましては、ナラ枯れによる被害はございません。

### 質問③

倒木など樹木のトラブルが発生した場合、どのように対応しているか。  
対処を円滑にするために台帳や一覧のようなもので管理できているか。

### 答弁③

強風や降雪などによる倒木や枝折れ、立ち枯れが発見された場合には、学校において児童・生徒の安全確保の対応を行うとともに、職員が学校と協力して除去作業を行っております。

また、枝折れが高所である場合や樹木が大きい場合などは重機等が必要になりますので、業者へ伐採等の緊急対応を依頼し、教育活動や近隣へ影響が無いよう努めているところでございます。

なお、小・中学校の敷地内にある樹木の管理につきましては、過去に作成した台帳を参考に伐採等を実施しております。

## 質 問：市内小中学校における健康診断等での配慮について

### (1) 国からの通達状況

### (2) 朝霞市での対応

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

### (1) 国からの通達状況

#### 質問①

国からの通達について問う

#### 答弁①

1月22日付け通知「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について」では、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、その他の配慮、関係者間の連携、児童生徒等や保護者の理解を得ることについて考え方が示されました。

#### 質問②

通知が来る前までの健康診断の実施状況を問う

#### 答弁②

この度の通知以前に、令和3年3月26日付け事務連絡において、脱衣を伴う検査における留意点について周知があり、学校医と共通認識のもと健康診断を実施できるよう、各学校において環境整備を図り、事前に検査の必要性や実施方法について保健だより等を活用し、児童生徒や保護者への説明にするなど、発達段階を踏まえ、プライバシー等に配慮しながら実施してまいりました。

## (2) 朝霞市での対応状況

### 質問①

朝霞市の対応について問う

### 答弁①

国からの通知につきましては、遅滞なく小中学校に周知しております。

この通知につきましては、日本医師会から埼玉県医師会を通じて、朝霞地区医師会にも周知されておりますので、診察の対応や服装について、学校医との共通認識が図れるよう、学校と連携し、朝霞地区医師会等と協力して、円滑な健康診断実施のための環境整備に取り組んでまいります。

特に、視触診の実施に留意する必要がある検査項目については、児童生徒や保護者の心情に配慮し、理解が得られるよう事前に説明を行うなど、正確な検査・診察の実施に向け、丁寧な対応を心掛けてまいります。

**質問者： 西 明議員（あさか未来）**

**質問：市内小中学校屋外トイレ修繕、洋式化へ向けて**

**(1) 第七小屋外トイレの早急な修繕の必要性**

**(2) 災害時の避難所トイレの重要性**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**(1) 第七小屋外トイレの早急な修繕の必要性**

### 質問①

第七小の屋外トイレは和式便器だが、市内の小・中学校の屋外トイレの設置状況及び洋式便器の整備状況は。

屋外トイレの和式便器を洋式便器に改修する予定はあるか。

### 答弁①

屋外トイレの設置状況でございますが、小学校は全10校、中学校は第一中学校及び第二中学校の計2校に設置しております。

このうち、屋外トイレに洋式便器を備えている学校は、第一小学校、第四小学校、第五小学校、第一中学校の計4校となっております。

小学校は、休日にスポーツ団体等に利用されているほか、災害が発生した場合には地域防災拠点や避難場所となるなど、子どもたちの教育活動の場だけでなく地域住民の身近な存在となっております。

議員御指摘の屋外トイレへの洋式便器の設置につきましては、設置方法など

の課題もございますが、多方面から御要望をいただいているところでございますので、学校の意向も踏まえ、改修に向けて段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

## (2) 災害時の避難所トイレの重要性

### 質問①

屋外トイレの洋式化に合わせて、災害時にだれもが安心して使える屋外トイレへ改修する必要があるのではないかと。

### 答弁①

災害時でも使用できるトイレの事例の一つとしまして、災害時に切替を行うことで少量の水で使用できる水洗トイレがございます。

しかしながら、この水洗トイレを設置するためには排水管を急勾配で設置する必要があるなど、配管の全面的な更新を含めた大規模改修を行う必要がございます。

また、便器の洋式化だけではなく、体が不自由な方など、だれもが使いやすい多目的トイレや広さを確保した個室を備えた屋外トイレも必要性が高いと考えられますが、現在の屋外トイレの建物では、スペースの確保が難しい状況がございます。

そのため、早期に屋外トイレを災害に強いトイレに改修することにつきましては、先進事例などを調査、研究してまいりたいと考えております。

質問者： 宮林 智美議員（公明党）

質問：安心安全な学校生活を送るために

### 【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) 児童生徒等のプライバシーや心情を配慮した健康診断実施のための環境整備について

### 質問①

児童生徒等のプライバシーや心情を配慮して、具体的な環境整備状況を問う

### 答弁①

学校における検診は男女別を実施し、検査・診察時には、周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により個別のスペースを用意し、女子児童生徒の検診には女性教職員の立ち会いのもと、実施しております。

また、会場に入る人数を調整するなどにより、検査結果などが他の児童生徒に知られたりすることがないように努めるとともに、児童生徒の心情に配慮が必要な事項等については、事前に学校医等と情報共有するなど、児童生徒のプ

ライバシーや心情に配慮した健康診断に努めております。

体や心が子どもから大人へと変化していく中で、医師の検診に、気恥ずかしさや抵抗感を覚える児童生徒がいるのも事実でございますので、児童生徒や保護者に検診の必要性や方法について、事前に説明を行いご理解いただけるよう、丁寧な対応を心掛けております。

## 質問②

検診方法を市内小中学校で統一できないのかを問う

## 答弁②

検診時の服装や実施方法につきましては、学校ごとに学校医と共通認識を図り、検診を行っておりますが、検診時の視触診の要・不要につきましては、学校医が判断するもので、統一は難しいものと考えております。

検診に係る視触診については、児童生徒及び保護者に事前に説明を行い、その必要性について理解していただけるよう努めてまいります。

**質問者： 陶山 憲雅議員（進政会）**

**質問：青少年の薬物使用等に関する防止対策及び啓発等取組について**

**（１）朝霞市における大麻等薬物使用防止取組の詳細（予防、啓発活動）**

**答 弁：**

薬物乱用防止に関しては小学校６年生の保健と中学校２年生の保健体育の授業で発達段階に応じて指導しております。

授業以外でも、小中学校全１５校において、毎年薬物乱用防止教室を実施し、薬物の危険性や誘われた際の断り方等について、児童生徒に継続的に指導をしております。

また、非行防止教室も実施しており、こちらの内容は薬物乱用防止に限ったものではございませんが、発達段階に応じて薬物について取り上げることもございます。

**質問：eスポーツ・アーバンスポーツ推奨による地域活性化について**

**（１）eスポーツの推奨及び市主催による大会の開催**

**（２）アーバンスポーツの推奨及び市主催による大会の開催**

**（３）アーバンスポーツ施設の設置（スケボーパーク・BMXの競技場）**

**答 弁：**

eスポーツ・アーバンスポーツ推奨による地域活性化についての

e スポーツにつきましては、コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えられており、国民体育大会の文化プログラムとして大会が開催されるなど、若者からの注目度が高まっております。

本市におきましても大会が、ほんちょう児童館でも開催されていることから、その取り組みを推奨していくとともに、近隣市などの取組状況について情報収集を行ってまいりたいと考えております。

アーバンスポーツにつきましては、身近な場所でできるスポーツであり、特にスケートボードやBMXは、東京2020オリンピックで正式種目となったことを契機に注目度が高まっております。

これらを推奨することは、スポーツ振興に資するものと考えておりますが、市内にこれらのスポーツを日常的にできる場所や競技場がないことから、現在のところ大会の開催は難しいものと考えております。

また、アーバンスポーツ施設の設置につきましては、競技の推奨・普及のためには必要であることは認識しておりますが、新たに施設を整備するためには、立地の検討、整備・運営に要する財源の確保が課題であると考えております。

**質問者： 増田 ともみ議員（進政会）**

**質問：インクルーシブなまちづくりへの取組について**

**（1）教育の在り方**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

子供の教育に関して、教職員の知識や認識力、教育観についてどのようなことに取り組んでいるか。

**答弁①**

現在、教職員の資質向上が喫緊の課題となっており、子供たちの健やかな成長を実現できる教職員の育成に向けて、様々な研修が行われております。法律で定められている初任者研修や中堅教員等を対象とした年次研修、教職員の希望により特定の分野について受講する特定研修、朝霞市内で実施している教科主任研修会等を通じて、教職員としての専門性の向上を図っております。また、初任者研修では社会人としてのあり方等についても指導しております。

教育委員会といたしましては、県教育委員会等が主催する研修や講演会、市

が主催する研究奨励費受給者研修会やあさか教師塾等に教職員が積極的に参加するよう促し、資質の向上に努めております。

## 質問②

研修の報告書等はどこに提出するのか。

## 答弁②

全ての研修について報告書の提出があるわけではございませんが、校内で実施している研修分も含めて、初任者研修や年次研修等につきましては、受講者が作成した報告書を市教育委員会へ報告し、教職員の資質の向上や研修の効果等を確認の上、県教育委員会に提出しております。

## 質問③

インクルーシブ、ノーマライゼーションに通ずる取組として、授業等でどのようなことを心がけているか。

## 答弁③

朝霞市の小中学校では「多様性の尊重」と「共生社会の実現」の観点から、障害の有無や個々の特性の違いを問わず誰もが共に学ぶインクルーシブ教育を推進しております。インクルーシブ教育に関する取組としましては、特別支援学級の児童生徒が希望する教科について通常学級で学ぶ交流授業や、特別支援学校の児童生徒を年に数回迎えて交流をする支援籍学習等がございます。また、運動会等の学校行事では、通常学級と特別支援学級の児童生徒が同じ内容に取り組み、インクルーシブな活動を行っております。

これらの学習を通じて、子供たちは、様々な特性をもつ人がいることを体験し学んでおります。教育委員会といたしましても、インクルーシブな共生社会が一層促進されるよう、子供たちの育成に向け各学校を支援してまいります。

## 質問④

支援籍学習は、いつから行われているか。

## 答弁④

支援籍学習は、インクルーシブ教育の観点から、障害のある子供とない子供と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある子供により適切な教育的

支援を在籍する学校や学級以外で行うための仕組みであります。具体的には、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校を訪問して地元の子供たちと一緒に学んだり、通常学級に在籍する児童生徒が特別支援学級や特別支援学校で学ぶ埼玉県独自の制度であり、平成16年度より実施されております。

#### 質問⑤

交流授業や支援籍学習は、年間どのくらい行われているか。

#### 答弁⑤

特別支援学級の児童生徒が通常学級の授業への参加を希望する教科がある場合、インクルーシブ教育の観点から年間を通じて参加しております。

支援籍学習につきましては、児童生徒の実態や学校の状況によりますが、学期に1回を目安に、概ね年間に3回程度実施しております。

#### 質問⑥

支援籍学習は、前年度の取組を生かしたものになっているか。

#### 答弁⑥

支援籍学習の実施に当たっては、特別支援学校と児童生徒を受け入れる地元小中学校の教員が、子供の実態や保護者の希望等を踏まえながら、事前に打ち合わせを行っております。前年度に支援籍学習を実施している場合にはその内容を生かし、子供の成長につながる取組となるよう努めております。

#### 質問⑦

交流授業の希望はどのように把握しているか。

#### 答弁⑦

これにつきましては、保護者との面談等を通じて希望を把握しております。交流授業の実施につきましては、本人の実態や授業内容等を踏まえながら授業担当者とも丁寧に検討を行い、本人及び保護者の希望に添えるよう努めております。

#### 質問⑧

保護者との情報共有はどのような形で行っているのか。

### 答弁⑧

面談や連絡帳等を通じて、交流授業での様子や学習の内容、保護者の意向等について情報共有をしております。

### 質問⑨

配慮が必要な児童生徒等に関する理解について、教職員に対してどのようにアップデートを行っているか。

### 答弁⑨

児童生徒の様々な特性の理解について、各校では年度の初めに校内研修等を実施し、子供たちの特性について全教職員が共通理解をもって対応できるようにしております。その際には、必要に応じて保護者とも連携を取りながら対応しております。また、学校には、発達等に課題のある児童生徒について個別に検討を行う校内就学支援委員会を設置しております。

その他にも、和光南特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを講師として校内研修を実施したり、発達の課題等について個別に児童生徒の様子を見てもらう等、同校のセンター的機能も活用しながら、必要な支援や合理的配慮についてのアップデートを行い、実施につなげております。

### 質問⑩

年度初めの校内研修とはどのような内容か。

### 答弁⑩

発達の課題等、様々な特性のある児童生徒について、一人一人の状況や対応方法等について全教職員で共有をしております。また、発達障害や身体障害に関するものの他、食物アレルギー等についても情報を共有しており、万が一の場合への対応に備えてエピペンやAEDについては研修用のキットを使用して、毎年必ず研修を行っております。

### 質問⑪

校内就学支援委員会とはどのような人員で行われているか。

### 答弁⑪

校内就学支援委員会につきましては、各校の管理職、当該児童生徒の担任、学年主任、特別支援学級担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、

生徒指導担当教員、教育相談担当教員等が参加して実施しております。また、必要に応じ、特別支援学校のセンター的機能を活用し、外部の特別支援教育コーディネーターの方等にも参加をしていただき、児童生徒のより良い学びの実現に向けた検討を実施しております。

#### 質問⑫

吹奏楽・器楽フェスティバルでは車いすのスペースはあらかじめ設定されていたか。

#### 答弁⑫

1月に朝霞市民会館で開催いたしました吹奏楽・器楽フェスティバルでは、車いすの方のためのスペースは用意されておりました。

#### 質問⑬

吹奏楽・器楽フェスティバルのポスターには車いすのスペースがある旨の表記はされていたか。

#### 答弁⑬

吹奏楽・器楽フェスティバルのポスターには、車いすのスペースが用意されている旨の記載はしてありませんでした。今後につきましては、記載をまいります。

#### 質問⑭

人権作文は教職員も書いているのか。

#### 答弁⑭

人権作文につきましては、児童生徒を対象とした取組となっておりますので、教職員は書いておりません。子供たちの人権意識を高めていくために、作文指導の際には、現在の社会には様々な差別や偏見があること、そうした差別等は決してあってはならないことの理解を深めるとともに、教職員自身も人権問題についてあらためて見直す機会としております。また、教職員の人権意識の向上をねらいとして、校内研修等でも人権問題について取り上げております。

**質問者：** 獅子倉 晴樹議員（進政会）

**質問：** スポーツ分野

（１）スポーツ施設の整備について

- ① 施設改修の経過と今後について
- ② テニスコートの維持管理について

**答 弁：**

近年におけるスポーツ施設の改修の状況でございますが、平成30年度から令和2年度までの間、総合体育館の大規模改修工事を行い、内外装の改修、アリーナ床面の改修、空調設備やエレベーターの設置、トイレ改修などを行いました。また、武道館につきましては、現在、令和6年度末までの工期で、耐震化・長寿命化改修工事を行っております。

そのほか、今年度におきましては、朝霞中央公園野球場の防球ネット増設工事の準備として現地調査及び設計業務を進めております。

本市には、4施設、12面のテニスコートがございます。

内訳といたしましては、青葉台公園テニスコートは5面の砂入り人工芝、内間木公園テニスコートは2面の砂入り人工芝、滝の根テニスコートは、3面のクレーコート、弁財公園テニスコートは2面のクレーコートとなっております。なお、滝の根と弁財公園の両テニスコートは、軟式優先となっております。

**質問者：** ごん 純一議員（日本維新の会）

**質問：** 朝霞市における公共事業の施工業者の現状について

（１）武道館耐震等改修工事の入札業者について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市武道館耐震等改修工事において落札された金額だが、相場よりも大幅に安いように思えるが、これについてどのように市は考えているか

答弁①

武道館耐震等改修工事の設計積算におきましては、設計業者や工事担当部署と綿密な打ち合わせを行いながら、内容に漏れが生じないように進めるとともに、県の単価等に基づき、適切に積算を行っております。

入札につきましても、落札価格は予定価格及び最低制限価格の範囲内でしたので、問題ないものと考えております。

## 質問②

他の業者にも確認したところ、この落札金額は相当に無理をしている可能性があるという話だった。本当に予算内に収まるのであれば問題ないが、何らかのしわ寄せが出る恐れはないのか。

## 答弁②

設計及び入札は、適切に行われているとともに、工事については、仕様書に基づき実施することから問題ないものと認識してございます。

## 質 問：朝霞市の公共建築物の状況について

(1) 北朝霞公民館の既存棟が築年数が48年と法定耐用年数に近づいている。これに関する対応はどう考えているか。

### 【一問一答方式】

## 主な質問及び答弁（要旨）

### 質問①

北朝霞公民館の既存棟が築48年と法定耐用年数に近づいている。これに対する対応はどう考えているか。

### 答弁①

北朝霞公民館は、昭和51年4月に開館して築48年を迎える建物でございます。

令和3年2月に策定された公共施設等マネジメント実施計画において、耐震診断を調査する必要がある施設と位置付けられたため、令和4年度に耐震診断業務を実施し、『耐震性能を満たす』との診断結果が出たことから、長寿命化が可能との判断をしたところでございます。

今後につきましては、市民の皆様が、安全かつ快適に利用できるよう、適切な改修を進めてまいりたいと考えております。

質問者： 高堀 亮太郎議員（参政党）

質 問： 農業と共存するまちづくり

## (1) 農産物の地元での消費の促進

### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

学校給食における地場野菜の利用について、現状と課題は。

##### 答弁①

本市の学校給食では、地産地消の観点から地場産野菜の使用を平成14年度から取り組んでおります。

近年では、季節ごとに収穫される野菜を朝霞市農産物直売組合等と調整し、大根や人参、しいたけなど、その時期に提供可能な地場野菜10種類のほか、朝霞産の米を購入し、給食に取り入れております。

地場野菜は、天候等により収穫量に影響が生じるため、安定的な供給が保証されない点など、課題がありますが、市内農家と連絡を密にし、給食に影響がないように取り組んでいるところでございます。

##### 質問②

食材の納入業者に、県内産や朝霞市内産を納入するよう要望しているか。

##### 答弁②

給食食材につきましては、朝霞市産は地場野菜として朝霞市農産物直売組合等から購入しております。

地場野菜以外の食材については、時期ごとに生産されている地域が異なることや埼玉県内で栽培されている量が少ない食材もあることから、県内産などの条件を付けることは難しいですが、国内産を購入することを基本として、食材の安全性を確保しております。

##### 質問③

以前、米・うどんは埼玉県産。パンは国産小麦100%と答弁していたが、現在はどうか。

##### 答弁③

本市では、主食である米飯や自校給食用の米、パン、麺類につきましては埼玉県学校給食会から一括して購入しております。そのため、原材料については埼玉県学校給食会が選定しており、現在は米と地粉うどんは埼玉県産100%を使用したものを給食で提供しています。パンについては埼玉県産小麦100%のものが2種類ありますが、それ以外は国内産と外国産を混合した小麦粉を使って製造されたものを提供しております。

埼玉県学校給食会に確認したところ、パンなどの原材料については、各自治

体からの要望あり、国内産小麦の割合を多くする動きはあるとのことで、4月以降の製造分から開始すると聞いております。

#### 質問④

以前、食材は国内産、無添加・無着色・非遺伝子組換え食品を指定していると聞いたが現在はどうか。

#### 答弁④

学校給食で使用する食材は、国内産を基本とし、無添加、無着色、遺伝子を組み換えていない食品などを指定して購入し、食材の安全性を確保しております。

#### 質問⑤

国産ではない食材は何か。その食材は今後いつまでに切り替わるのか。

#### 答弁⑤

給食食材のうち、加工品やトマトケチャップなど一部の調味料については外国産の原料を使用したものを提供しております。国内産で調達できる食材は優先的に使用しており、量の確保や価格面でやむを得ない場合は外国産の原料を使用したものを購入しております。

今後につきましても、引き続き、可能な限り国内産を優先的に購入するよう食材の規格に明記し、安心・安全な給食を提供してまいります。

質問者： 本田 麻希子議員（立憲民主党）

質問：子ども支援

（1）教育を受ける権利の保障

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

#### 質問①

障害のある子どもの学習環境整備はどのくらい進んでいるのか。バリアフリーに関してはどうか。

#### 答弁①

学校のバリアフリー化に関しましては、市内15校のうち、朝霞第四小学校、第五小学校、第八小学校、第十小学校及び朝霞第一中学校において、車いす対応のエレベーターや誰もが安心・快適に利用できるトイレの設置など、埼玉県福祉のまちづくり条例の基準を踏まえた整備を行っております。

現在、改築中の朝霞第六小学校と第九小学校につきましても、新校舎完成

の際には、同様の環境が整います。

対応できていない学校につきましても、障害のある児童生徒が入学する際に、児童生徒、保護者及び教職員、関係課で打ち合わせを行い、子どもの状況に応じた施設改修を行っているところがございます。今後も障害のある子どもと障害のない子どもが共に学習できる環境整備を進めてまいります。

## 質問②

難聴学級の立ち上げに関する進捗状況はどうか。

## 答弁②

令和6年度の朝霞第三中学校における特別支援学級の難聴言語学級立ち上げにあたり、近隣の和光市立小学校の難聴言語学級や、県内で設置のある熊谷市立中学校の難聴言語学級の視察を行ってまいりました。現在、開設に向けた準備を進めているところがございます。教育委員会といたしまして、障害のある子どもの自立と社会参加を見据えて、今後も引き続き、一人一人のニーズに的確に応えられるよう、学習環境の整備を進めてまいります。

## 質問③

総括議案質疑の際に、医療的ケアについて「地域との連携も検討していく」という答弁があったが、具体的にはどのようなことを進めようとしているのか。

## 答弁③

学校における医療的ケアに関する地域との連携につきましては、令和6年2月に市内の訪問看護ステーションに伺い、知ようにあたっての勤務条件や今後の連携等について、確認をしてまいりました。今後も引き続き、連携等について調整を図ってまいります。

## 質問④

特別支援学級の教員は、研修を実施しているのか。

## 答弁④

特別支援学級の教員対象の研修につきましては、新たに特別支援学級の担当となった際には、県主催の1年間に渡る特別支援学級新任担当者研修において、専門的な指導や支援の在り方について研修しております。

朝霞市といたしましては、例年、特別支援学級担当者会議や特別支援教育

コーディネーター研修を実施し、授業研究会や研究協議会等を行い、継続的に、特別支援教育に関わる教員の資質・能力の向上を図っております。

また、これまでも市内の特別支援教育担当の若手教員を、県主催の、1か月に渡る和光特別支援学校や和光南特別支援学校等での現地体験研修や、国立特別支援教育総合研究所主催の、2か月に渡る専門研修等に積極的に派遣しており、今後も若手教員を中心に本市の特別支援教育を担うスペシャリストを育成する方向で進めております。

#### 質問⑤

そのような特別支援教育に関わる研修を、臨時的任用教員も受けられるのでしょうか。

#### 答弁⑤

現時点では特別支援教育担当の教員に限られていますけれども、将来的に、臨時的任用教員やそういったものを目指したい教員にも積極的に勧めてまいりたいと考えております。

#### 質問⑥

臨時的任用教員は研修を受けられないが担任も持っている。正規の教職員と研修のムラが出ると思うが、特別支援教育に関してはどうか。

#### 答弁⑥

先程の県主催の研修に関しましては、臨任も受けられる形となっております。

#### 質問⑦

タブレットを活用したICT教育に関して、文部科学省が「デジタル教科書事業」を令和6年度の重点施策として挙げているが、朝霞市の導入状況はどうか。ICTを使ったソフト面でのバリアフリーについて。

#### 答弁⑦

文部科学省の「学びの保障・充実のためのデジタル教科書実証事業」に関しましては、朝霞市の全ての学校が令和6年度の実証実施校を希望しており、申請しているところでございます。

本事業は、各都道府県で数校ずつ実施校が割り当てられますので、実施校

となった学校につきましては、学年によって算数・数学科や外国語科のデジタル教科書が導入され、実証事業を実施することとなります。

議員ご指摘の特別支援教育においても、こういったICT機器については、大変有効だと考えておりますので、活用を図ってまいりたいと考えております。

#### 質問⑧

特別支援学級補助員の人数配置の改善が必要ではないか。

#### 答弁⑧

特別支援学級補助員につきましては、他の市にはない、朝霞市独自の事業でございます。現在、小中学校に5時間勤務を1名と3時間勤務2名の計3名を基本として配置しておりますが、配置にあたっては児童生徒の人数はもちろん、個々の障害の程度等を考慮しております。今後も、こういったことを鑑みながら配置をしてまいりたいと考えております。

#### 質問⑨

文部科学省の「COCOLOプラン」にもあるように、多様な学びの場や居場所づくりが重要である。不登校の子どもの学習環境に関する支援の現状はどうか。

#### 答弁⑨

不登校の児童生徒は全国的に増加傾向にあります。朝霞市におきましても年々増加しておりましたが、令和5年度に関しましては12月末の時点での県調査における不登校児童生徒数が310名であり、1年前の329名と比較して、小中学校合わせて19名減少したことが分かりました。

不登校児童生徒への学習環境に関する支援といたしましては、児童生徒の状況に応じて、さわやか相談室や保健室等への登校を認めたり、オンラインによる授業参加やフリースクール等への登校につきましても、各学校長の判断で出席と認めたりする場合もございます。

#### 質問⑩

不登校児童生徒が児童館や図書館、その他公園等の居場所において活動した場合も学びがあると思うが、それについてのフィードバックが必要ではないかと考えるがそれについてはどうか。

## 答弁⑩

不登校児童生徒の状況は、様々な状況でございますが、図書館に行ったり児童館に行ったりする子がいるのも認識しております。来年度からはですね、AIドリル、そういったものも入りますので、そういったものをそういう場所で活用していたり、そういったものを含めて学習等を確認しながら状況について出席等は確認していきたいと考えております。

## 質 問：自殺対策

### (1) 子ども女性の自殺対策

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

文部科学省の紹介しているアプリ「RAMPS（ランプス）」を学校で利用するタブレット端末に導入するつもりはないのか。

##### 答弁①

現在、ICTを活用したスクリーニングによる悩みや不安を抱えた児童生徒の早期発見・早期支援については、文部科学省でも調査研究協力者会議が開かれており、必要性は高まっていることは認識しております。RAMPS（ランプス）をはじめとした、民間企業が提供している有償のアプリについては、導入に向けて、検討や研修が必要なため、現段階では予定しておりません。

しかしながら、文部科学省からもICTツールを活用することで、一人一人の児童生徒の状態を多面的に把握することができたり、把握した情報を活用してチーム支援にもつなげたりできる取組であるとされておりますので、今後、検討していく必要のあるものだと捉えております。

##### 質問②

児童生徒に対して「死にたいと思ったことはあるか」のような表現で聞く機会はあるか。

##### 答弁②

市内小中学校では、毎年10月、11月のいじめ防止月間の取組の一つとして「心と生活のアンケート」を記名式で実施しております。アンケート項目の一つに「生きていてもしかたがないと思う」という質問がございます。この

質問は、自殺に関するリスクを早期に発見することを目的として設定しております。少しでも当てはまると回答した児童生徒については、管理職をはじめ全教職員で把握し支援体制を整えると同時に、担任等が必ず個人面談を行い、必要な場合は保護者に連絡をするよう指示しております。また、この質問の回答結果に関しては、教育委員会でも情報を共有しております。

**質問者： 黒川 滋議員（立憲・あゆみの会）**

**質問：子どもの人権**

**（１）教員逮捕事件の対応**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

報告書を作るに当たっての検証の内容は。

**答弁①**

検証につきましては、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようになるためには、教職員等による不祥事を未然に防止するための対策を講じることが急務であることから、令和5年12月28日に教育委員会内に内部検証体制を整備し、当該元教諭が起こした重大な事件に至ってしまった背景を把握した上で、そこから見えるリスク事例とその問題点を整理し、再発防止策を検証いたしました。

**質問②**

事件に至ってしまった背景の把握、どのような方法で調査したか。

**答弁②**

重大な事件に至ってしまった背景を把握するために、当該元教諭の所属していた学校の管理職や教諭及び教育委員会内で対処した職員に対して、当該元教諭の学級活動及び部活動での印象や、生徒や保護者からの相談事例とその対応、課題と感じたことや、それぞれが考える課題に対する対応策などについて聞き取りを行いました。

**質問③**

報告書作成に当たって、参考にしたものはあるか。

**答弁③**

再発防止策の検証報告書の作成に当たりましては、急務であることから、

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に関する資料や、埼玉県不祥事根絶アクションプログラムなどを参考にしながら、教職員等による聞き取りから浮かび上がるリスク等から、教育委員会内においてその分析と再発防止策を検証し、報告書とまとめました。

#### 質問④

再発防止策というのはどのように位置づけたのか。

#### 答弁④

再発防止策の報告書に記載のとおり、教職員の研修では不祥事根絶に向けた校内研修や、性暴力・性被害撲滅に特化した研修を実施いたします。児童・生徒等への教育では、被害者だけでなく、加害者、傍観者とならないための教育として、生命の安全教育を推進するとともに、相談窓口を定期的に周知する等いたしております。

#### 質問⑤

被害者にならないとはどういうことか。

#### 答弁⑤

検証に当たりましては、やはり一番難しさは、性被害というところだと思います。自分がそういったことに遭っているという自覚、そういったものについての知識は非常に大切かなと。やはり、上下関係があるからとか、そういったことではなく、駄目なものは駄目という認識できる、そういう教育は大切だと考えております。

#### 質問⑥

性被害にならないというのはどういうことか。

#### 答弁⑥

加害者側が一番悪いとは思いますが。そういう中で、例えばよく誤解があるのは、こういう格好したからとか、こういったことがあったからとか、そういった理由づけにおいて、それが起こった原因に結びつけるのは適当ではないと。やはり、しっかりとそういったものは認識していくというのは大切だと思います。

#### 質問⑦

では被害者にならないという言葉は不適切であって、自分が被害を受けたと

思うのなら、告発せよではないか。

**答弁⑦**

そういったことは大切だと認識しております。

**質問⑧**

であれば、そう書くべきではないか。

**答弁⑧**

そういったことも含めて、学校には指導していきたいと考えております。

**質問⑨**

なぜ、12月28日からこの検証が始まったのか。

**答弁⑨**

10月16日に当該教諭が逮捕され、事件発覚時は子供たちの心のケアに努めるほか、臨時保護者会等を2校で実施いたしました。また、全員協議会において、今回の事件の概要について報告させていただいたところでございます。

その後は、引き続き警察から情報を収集するほか、本人との接見等を行ってまいりました。11月21日再逮捕から1回目と同様の対応を取ることになり、再逮捕が繰り返されていることから、その間、県とのヒアリング等も行ったために12月28日という日程になったと捉えております。

**質問⑩**

「行き過ぎた指導」と記載されているが、これは明確に体罰ということではないのか。

**答弁⑩**

報告書を作成していく中で、当該元教諭の部活動での指導についてその内容を精査したところ、生徒指導提要でも示されている内容について指導があったことから、「行き過ぎた指導」といたしました。ただ、この「行き過ぎた指導」につきましては、単なる現象面だけでなく、やはり精神面、そういったものも含めての、やはり考えていく必要があると考えております。

**質問⑪**

心のケアの専門家は呼んだのか。

**答弁⑪**

心のケアにつきましても、様々な対応または受け止め方があるかなと考え

ております。こちらといたしましては、まずは現在学校にあるさわやか相談室や子ども相談室、そういったカウンセラー等も活用しながら対応しております。

また、専門家ということで、県教育委員会と連携し、カウンセラーの派遣等の要請についても視野に入れていきたいと考えております。

#### 質問⑫

相談の専門的な窓口、担当者というのは置いたのか。

#### 答弁⑫

教育委員会内に専門の窓口は設置されておりませんが、各課にそれぞれ相談が入り、学校に伝達され、学校で対応しているところでございます。

#### 質問⑬

それだと今までと同じではないか。

#### 答弁⑬

まずは、教育委員会の各課に入った相談につきましては、一人で抱え込まずに、まず課内で共有をして、教育委員会で共有をしながら、その重要性についてしっかりと認識した上で対応していきたいと考えております。

#### 質問⑭

トラブルの担当窓口みたいのを決めて、そこに集約して、専門的に対処するということが必要ではないか。

#### 答弁⑭

相談内容にもよるとは思いますが、やはりこういったものについてはチームで対応していくことが一番大切かなと考えておりますので、もちろんその辺の微妙な内容につきましては、その辺も含めて対応は考えていきたいと考えております。

#### 質問⑮

部活動指導に対する改革はどのようなことを指導したか。

#### 答弁⑮

教育委員会で部活動に対するガイドライン、これをしっかりつくっておりますので、その中で曖昧になっていた点、例えば合宿をしないとか、または活動時間とか、「行き過ぎた指導」の考え方とか、そういったものについてしっかり整理をし、まず徹底をしていきたいと考えております。

**質 問：公共施設は誰のものか**

**(1) 栄町給食センターの取り壊し**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

栄町学校給食センター解体工事の現状及び今後の予定について

**答弁①**

栄町学校給食センターの解体工事につきましては、令和3年度の3月議会でご承認をいただき、令和4年12月14日までを工期末として、すべての構造物及び埋設物の撤去等を予定しておりましたが、近隣住民との合意形成に時間を要したため、工期を延長し、令和5年12月28日のしゅん工を目指して解体工事に着手をいたしました。

近隣住民との合意形成に時間を要している中、可能な範囲での工事を進めておりましたが、当初想定をしていなかったコンクリートなどの地中障害物の撤去に経費がかかり、敷地内に埋設されている浄化施設とオイルタンクの撤去が未施工のまま、予定をしていた予算を使い切り、工事を終了しております。

なお、本工事の予算は令和3年度予算であり、増額補正をすることができないため、いったん工事を終了せざるを得ないとの判断に至りました。

現在は、砂埃の飛散や雑草の繁茂を予防するため防草シートを敷いているほか、侵入防止のために周囲にバリケードを設置しております。

今後の予定につきましては、まず、未実施の埋設物の撤去等につきましては、諸条件が整いましたので、今後進めてまいりたいと考えております。また、撤去後の跡地利用につきましても、学校のニーズを含めて検討を進めてまいります。

**質 問：公文書管理と公正な行政**

**(1) 公文書管理の在り方と保存体制**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

博物館側として、受け取った公文書に関して、事務は行っているのか、または保存しているのみか。歴史的公文書について検証しているのか。

**答弁①**

歴史的文書の保存につきましては、担当課において精査を行っております。今後デジタル化も含めて、必要な部分が検討課題となって居りますので、

引き続き調査をしてまいりたいと考えております。

**質問者：** 石川 啓子議員（日本共産党）

**質問：** 新型コロナウイルス、物価高騰による市民生活への影響について

（１）取組の状況と今後について

【一問一答方式】

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

給食費改定分の支援を令和6年度も延長した理由は。

**答弁①**

物価高騰により給食で使用する食材の価格が上昇しておりますので、今年度に給食費を改定させていただきましたが、保護者の経済的負担の軽減を図るため、改定分につきまして、今年度、市が負担しております。

現在も物価高騰が継続している状況のため、保護者の負担軽減策として、令和6年度につきましても、引き続き、市が負担したいと考えております。

**質問：** 高齢者支援について

（１）取組の状況と今後について

【一問一答方式】

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

生涯学習部での高齢者支援への取組と支援の状況は

**答弁①**

生涯学習部で行っている、高齢者を対象とした取組と支援の状況といたしまして、生涯学習体験教室事業では、パソコン教室やスマホ教室、笑い健康法などの教室などを開催しているほか、芸術・文化事業でも芸術文化展や文化祭などのイベントを実施し、日頃の活動における成果の発表や交流の機会の場を提供しております。

**質問②**

高齢者が足を運びやすく活動しやすい事業等の開催について、所管部としてはどう捉えているのか

**答弁②**

まず、高齢者が楽しんで参加いただけるよう、生涯学習体験教室事業や芸術文化事業の開催にあたり高齢者世代の方が関心を持たれるような企画の内容にも心がけ開催しております。

また、施設へお越しいただいた際に安心してご利用いただけるよう、洋式トイレやスロープ、車いすを配置する施設の充実や高齢者への有効な情報ツールである広報誌を活用するほか、日頃の生活の中で情報収集できるよう市内公共施設やスーパーなどにポスターを掲示させていただくなど、引き続き事業開催についての周知・啓発に努めております。

### 質問③

高齢者が孤立することのないよう、福祉部と連携していく考えは

### 答弁③

「第3次朝霞市生涯学習計画」に基づき、「知の循環型社会」を目指し、若い世代と交流し活動いただけるよう生涯学習の推進に努めております。

また、公民館や図書館等の社会教育施設については、地域の学習拠点として、子どもから高齢者が集い、いつでも学ぶことができる地域の拠点施設として管理・運営に努めてまいりました。

引き続き、福祉部と連携を図り、生涯学習体験教室事業等におきまして高齢者が社会へ参画できるような支援について検証してまいりたいと考えております。

**質問者： 外山 麻貴議員（つばさの党）**

**質問：放課後児童クラブの現状と課題解決について**

**（1）放課後子ども教室や児童館のランドセル来館との連携について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

#### 質問①

夏季休暇期間の子ども教室の現状について伺いたい

#### 答弁①

夏季休暇期間に行っている放課後子ども教室につきましては、令和4年度より、市内6つの小学校にて3回ずつ18回開催し、令和5年度は回数を各校2回増やし、計30回開催しております。

参加児童数でございますが、令和4年度は、6校で延べ251人、令和5年度は、延べ485人でございます。

また、教室の内容につきましては、プログラム提供型と見守り型を織り交ぜ、プログラム提供型では、科学遊びや工作教室、バランスボールやキッズヨガを取入れ、見守り型としては、夏休みの宿題やトランプ、お絵かきなどを実施しております。

## 質問②

夏季休暇期間の放課後子ども教室の回数を増やすことはできないか

## 答弁②

夏休みの開催回数を増やすことにつきましては、夏季休暇期間の学校では、8月のお盆期間の10日間は学校閉庁日となっていること、また、夏季休暇の始まる7月終わりから8月初旬にかけては夏のイベントや家族などで過ごすことが多く考えられること、この他、8月の終わり頃は、新学期の準備などで児童も繁忙であること等の課題があることから、現状では開催した6校で5回としております。

現行の5回の開催日数を増やすことにつきましては、開催校や関係部局と協議を重ね、引き続き夏季休暇期間の子どもの居場所づくりについて、総合的に検討してまいります。

## 質問③

近隣3市で平日に実施している自治体はどこか教えてください

## 答弁③

近隣市におきましては、志木市、和光市、新座市が実施しております。

## 質問：総合的な学力・教育の改革について

(1) 渋谷区では来年度小中学校の午後の授業が全て探究学習の「シブヤ未来科」になるが、朝霞市でも「授業時数特例制度」の活用、総合学習の強化は検討しないのか

### 【一問一答方式】

## 主な質問及び答弁（要旨）

### 質問①

現在、朝霞市で実施している総合的な学習の時間の具体例について知りたい。

#### 答弁①

総合的な学習の時間については、各学校が創意工夫を生かして特色のある学習を展開することが求められており、市内各学校の取組に特色があり、その内容も非常に多様でございます。

一例を紹介いたしますと、小学校で「朝霞のにんじんを広めて、地産地消へ！」というテーマを設定し、校内での調べ学習、街角でのインタビュー調査、地元の農家の方からのご指導により、体験的・探究的な活動に取り組んでいる学校がございます。

#### 質問②

授業を、より探究的な学びとしたり、企業と連携していることは。

#### 答弁②

現在、市内小中学校において企業と連携した取組として、小学校3年生の社会科で地域のスーパーマーケットや工場と連携し、見学やインタビューを行いながら学習を進める単元がございます。また中学校では、企業等の協力を得て行われる3日間の職場体験学習がございます。

探究的な学びの事例としては、証券知識普及プロジェクトから教材を入手して、空想の株式会社を起業し事業計画をプレゼンしたりする授業を実施している学校がございます。

#### 質問③

授業時数特例制度を朝霞市で活用して総合の時間を増やしてはどうか。

#### 答弁③

授業時数特例制度につきましては、文部科学省から通知されております実施要項において、学校からの希望により、教育委員会が申請を行うものとされております。そのため、朝霞市として一律に制度を利用する予定はございません。

また、渋谷区の事例では、午後全ての授業を総合的な学習の時間に充てることに限るものではなく、道徳の時間や特別活動とも併用しているものでございます。今後、市内小中学校から制度の利用の希望があった場合でも、学校の

実態や特色に合わせてどのように学ぶかは、学校が決めるものであると捉えております。しかしながら、教育委員会といたしましては、新時代の学校教育の在り方の一つの事例として参考にしながら、今後、調査・研究を進めてまいります。

#### 質問④

デジタル教科書の実証実験導入校について、埼玉県は6割以内ということだが、朝霞市は5割と指定されたらしいが、なぜ5割なのか。

#### 答弁④

デジタル教科書については、紙の教科書が全児童生徒に配られ、その上で半数の学校でデジタル教科書が実証実験として配布されます。決定過程については、県の方で決めたので把握しておりませんが、市の規模等を考えて、朝霞市は5割と県が決めたものと捉えております。

#### 質問⑤

デジタル教科書を導入したところと、していないところで成績に差がでるなどの調査もするのか。

#### 答弁⑤

基本的には、全ての児童生徒に対して平等に教育されるものですが、デジタル教科書を導入して効果等を確認する事業であると捉えております。

#### 質問⑥

今後、思考力を育むための授業をどう行っていくのか。

#### 答弁⑥

常々申し上げているとおり、ここが教育の大きな転換期であると思っております。令和の日本型学校教育と言われておりますが、その中で思考力・判断力・表現力の育成については重要視していかなくてはなりません。なぜかというところ、これまでの授業は、40人の子供がいれば、一斉に同じようにみんなができる、みんなが分かることを目指し、基礎的・基本的な知識の獲得がゴールでありました。これを変えていかなくてはならないと考えており、個別最適な学びとか協働的な学びというのはそこだと思っております。そうでなければ、ただ知

識を持っているだけでは、AIに負けてしまいます。思考力を高める授業ということは、教育課程の部分において、朝霞市としては今後も検討してまいりたいと考えております。

さらに、授業の在り方を知識の獲得がゴールから、授業の中身をかえていくことや、個々の子供たちがテーマを決めて話し合ったり、個別の学習に授業の形を変えていくことが必要だと考えております。

さらには、今あるクラスについても今後どのように扱っていくかも喫緊の課題だと思っております。私はここ数年、新時代の教育という言葉で学校に呼びかけ、大きく変えていこうと思っております。

したがって、議員が仰っているようなことも含めて、これから新しい学校教育に向けて取り組んでまいります。

#### 質問⑦

習熟度別の学習を考えていくのか。

#### 答弁⑦

習熟度別学習の良し悪しはございますが、学習によってはそういったことも検討していく必要があると思います。先ほども申しましたが、学級という単位を柔軟に考えてことを含めれば、当然検討の中には入っていくと思います。

**質問者： 田辺 淳議員（無所属）**

**質問：「子どもの自主と自立、共育のまち」をつくるために  
（1）小中学校施設の課題、学習支援の今後を問う**

**答 弁：**

小・中学校の施設の課題といたしましては、校舎の老朽化が進んでいること、第六小学校や第八小学校にみられるように、過大規模の状況が続いている学校があることなどが考えられます。

学校施設の老朽化につきましては、令和6年度より学校施設長寿命化基本計画へ

の改訂に着手し、改修・改築の考え方や実施への道筋について検討してまいりたいと考えております。

また、過大規模校の解消については、急がれる課題として認識しており、通学区域の再編検討も含めて研究を進めてまいります。

次に支援員でございますが、会計年度任用職員の待遇については、来年度は勤勉手当の支給も予定されており、今後も教員とともに学校に関わる職員が働き甲斐をもって職務を遂行していただけるよう環境の整備に努めてまいります。

また、議員の資料にありました、地域人材活用支援員でございますが、こちらは謝金対応ではありますが、現在の学校において、各学校の地域における様々な人材を教育活動に取り入れていくことが、非常に重要であると認識しています。特に中学校の部活動においては、地域移行に向けて、地域の人材の協力は不可欠となっております。今後とも各学校の、学校運営協議会の熟議を通して地域人材の発掘と活用、地域と連携した教育活動の充実を推進してまいります。

教育長報告事項

令和6年度当初教職員人事異動の概要について

1 教職員異動者数

|         | 校長    | 教頭     | 主教(小) | 主教(中) | 教諭(小)  | 教諭(中) | 養護 | 栄教 | 事務 | 栄養 | 計       | R5年度当初  | R4年度当初  |
|---------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|----|----|----|----|---------|---------|---------|
| 退職      | 1 (1) | 3 (2)  | 1 (1) | 0     | 6 (2)  | 2     | 0  | 1  | 0  | 0  | 14 (6)  | 25 (4)  | 19 (8)  |
| 役職定年    | 3     | 0      | 0     | 0     | /      | /     | /  | /  | /  | /  | 3       | /       | /       |
| 転出      | 0     | 1      | 0     | 0     | 12     | 7     | 2  | 0  | 1  | 0  | 23      | 15      | 27      |
| 転入      | 0     | 1      | 0     | 0     | 12     | 8     | 2  | 0  | 1  | 0  | 24      | 13      | 33      |
| 転補      | 0     | 3      | 0     | 1     | 15     | 8     | 0  | 0  | 0  | 0  | 27      | 30      | 31      |
| 新採用     | 2     | 3      | 4     | 0     | 13     | 7     | 0  | 0  | 0  | 0  | 29      | 33      | 33      |
| 再採用     | 1     | 0      | 0     | 0     | 0      | 0     | 0  | 0  | 0  | 0  | 1       | 0       | 1       |
| 特例任用    | 2     | 0      | 0     | 0     | 0      | 0     | 0  | 0  | 0  | 0  | 2       | /       | /       |
| 暫定再任用   | 0     | 0      | 0     | 0     | 11 ※   | 7     | 0  | 0  | 1  | 0  | 19      | 27      | 25      |
| 降任による任用 | /     | /      | 0     | 1     | 0      | 0     | 0  | 0  | 0  | 0  | 1       | /       | /       |
| 計       | 9 (1) | 11 (2) | 5 (1) | 2     | 69 (2) | 39    | 4  | 1  | 3  | 0  | 143 (6) | 143 (4) | 169 (8) |

( )は内数で任用退職者

※2名定数1の短時間勤務2校

2 永年勤続解消状況

| 採用以来同一校6年以上 |     | 主教 | 教諭  | 養教   | 栄教 | 事務   | 栄養 | 計   | R5年度当初<br>(6年以上) | R4年度当初<br>(5年以上) |
|-------------|-----|----|-----|------|----|------|----|-----|------------------|------------------|
| 小学校         | 該当者 | 0  | 16  | 1    | 0  | 1    | 0  | 18  | 9                | 25               |
|             | 異動者 | /  | 8   | 0    | /  | 1    | /  | 9   | 2                | 15               |
|             | 異動率 | /  | 50% | 0%   | /  | 100% | /  | 50% | 22%              | 60%              |
| 中学校         | 該当者 | 0  | 6   | 1    | 0  | 0    | 0  | 7   | 2                | 10               |
|             | 異動者 | /  | 3   | 1    | /  | /    | /  | 4   | 0                | 8                |
|             | 異動率 | /  | 50% | 100% | /  | /    | /  | 57% | 0%               | 80%              |

※市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項の変更に伴い、令和5年度当初より「採用以来同一校6年以上」に変更。

※異動しなかった者のうち、小教諭5名、小養教1名、中教諭2名は育児休業のため。その他、育休明け猶予2名、他県経験1名。

| 同一校10年以上 |     | 主教 | 教諭   | 養教 | 栄教 | 事務 | 栄養 | 計    | R5年度当初 | R4年度当初 |
|----------|-----|----|------|----|----|----|----|------|--------|--------|
| 小学校      | 該当者 | 0  | 0    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    | 1      | 0      |
|          | 異動者 | /  | /    | /  | /  | /  | /  | 0    | 0      | 0      |
|          | 異動率 | /  | /    | /  | /  | /  | /  | 0%   | 0%     | 0%     |
| 中学校      | 該当者 | 0  | 1    | 0  | 0  | 0  | 0  | 1    | 2      | 0      |
|          | 異動者 | /  | 1    | /  | /  | /  | /  | 1    | 1      | 0      |
|          | 異動率 | /  | 100% | /  | /  | /  | /  | 100% | 50%    | 0%     |

令和6年度朝霞市小中学校の学級編成について

令和6年度児童生徒数（集計表） [小]

| No. | 学校名<br>教委名 | 通常の学級(上段)・特別支援学級(下段) |       |       |       |       |       | 合計    | 特別支援学級障害別合計数 |    |    |    |    | 通級指導 |    | 日本語<br>指導 |        |    |    |    |
|-----|------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|----|----|----|----|------|----|-----------|--------|----|----|----|
|     |            | 1年                   | 2年    | 3年    | 4年    | 5年    | 6年    |       | 計            | 知的 | 肢体 | 身虚 | 弱視 | 難聴   | 言語 |           | 自閉症・情緒 | 計  |    |    |
| 93  | 朝霞第一小      | 90                   | 92    | 102   | 99    | 107   | 88    | 578   | 4            |    |    |    |    |      | 5  | 9         | 2      | 4  | 6  | 4  |
|     | 朝霞市        | 2                    | 3     | 0     | 2     | 2     | 0     | 9     |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 94  | 朝霞第二小      | 134                  | 119   | 124   | 126   | 102   | 132   | 737   | 9            |    |    |    |    |      | 11 | 20        | 1      | 2  | 3  | 1  |
|     | 朝霞市        | 3                    | 3     | 5     | 4     | 3     | 2     | 20    |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 95  | 朝霞第三小      | 136                  | 135   | 142   | 133   | 129   | 113   | 788   | 6            |    |    |    |    |      | 5  | 11        | 3      | 0  | 3  | 2  |
|     | 朝霞市        | 0                    | 1     | 0     | 5     | 4     | 1     | 11    |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 96  | 朝霞第四小      | 102                  | 88    | 92    | 96    | 99    | 99    | 576   | 9            |    |    |    |    |      | 9  | 18        | 6      | 8  | 14 | 3  |
|     | 朝霞市        | 2                    | 3     | 6     | 3     | 1     | 3     | 18    |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 97  | 朝霞第五小      | 139                  | 151   | 135   | 177   | 153   | 159   | 914   | 2            |    |    |    |    |      | 7  | 9         | 9      | 2  | 11 | 8  |
|     | 朝霞市        | 1                    | 0     | 3     | 2     | 1     | 2     | 9     |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 98  | 朝霞第六小      | 191                  | 189   | 154   | 181   | 174   | 163   | 1,052 | 7            |    |    |    |    |      | 10 | 17        | 7      | 0  | 7  | 6  |
|     | 朝霞市        | 3                    | 2     | 6     | 3     | 2     | 1     | 17    |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 99  | 朝霞第七小      | 113                  | 107   | 116   | 134   | 119   | 121   | 710   | 8            |    |    |    |    |      | 4  | 12        | 6      | 1  | 7  | 6  |
|     | 朝霞市        | 1                    | 2     | 3     | 0     | 3     | 3     | 12    |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 100 | 朝霞第八小      | 165                  | 176   | 196   | 203   | 182   | 204   | 1,126 | 6            |    |    |    |    |      | 6  | 12        | 3      | 1  | 4  | 3  |
|     | 朝霞市        | 3                    | 2     | 3     | 2     | 2     | 0     | 12    |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 101 | 朝霞第九小      | 68                   | 67    | 71    | 61    | 49    | 69    | 385   | 6            |    |    |    |    |      | 2  | 8         | 3      | 2  | 5  | 9  |
|     | 朝霞市        | 0                    | 5     | 0     | 2     | 1     | 0     | 8     |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
| 102 | 朝霞第十小      | 92                   | 129   | 144   | 118   | 112   | 126   | 721   | 3            |    |    |    |    |      | 9  | 12        | 7      | 11 | 18 | 5  |
|     | 朝霞市        | 2                    | 2     | 1     | 2     | 4     | 1     | 12    |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |
|     | 朝霞市計       | 1,230                | 1,253 | 1,276 | 1,328 | 1,226 | 1,274 | 7,587 | 60           | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    | 68 | 128       | 47     | 31 | 78 | 47 |
|     |            | 17                   | 23    | 27    | 25    | 23    | 13    | 128   |              |    |    |    |    |      |    |           |        |    |    |    |

令和6年度児童生徒数(集計表) [中]

| No. | 学校名<br>教委名   | 通常の学級(上段)・特別支援学級(下段) |            |            |    |    |    | 特別支援学級障害別合計数 |    |    |    |    |    | 通級指導 |        |    | 日本語<br>指導 |       |       |    |
|-----|--------------|----------------------|------------|------------|----|----|----|--------------|----|----|----|----|----|------|--------|----|-----------|-------|-------|----|
|     |              | 1年                   | 2年         | 3年         | 4年 | 5年 | 6年 | 計            | 知的 | 肢体 | 身虚 | 弱視 | 難聴 | 言語   | 自閉症・情緒 | 計  |           | 難聴・言語 | 発達・情緒 | 計  |
| 49  | 朝霞第一中<br>朝霞市 | 308<br>10            | 301<br>9   | 290<br>8   |    |    |    | 899<br>27    | 16 |    |    |    |    |      | 11     | 27 | 0         | 6     | 6     | 3  |
| 50  | 朝霞第二中<br>朝霞市 | 243<br>3             | 281<br>4   | 226<br>5   |    |    |    | 750<br>12    | 8  |    |    |    |    |      | 4      | 12 | 0         | 1     | 1     | 7  |
| 51  | 朝霞第三中<br>朝霞市 | 243<br>6             | 250<br>2   | 225<br>0   |    |    |    | 718<br>8     | 4  |    |    | 2  |    |      | 2      | 8  | 0         | 6     | 6     | 2  |
| 52  | 朝霞第四中<br>朝霞市 | 200<br>3             | 194<br>1   | 228<br>0   |    |    |    | 622<br>4     |    |    |    |    |    |      | 4      | 4  | 0         | 3     | 3     | 3  |
| 53  | 朝霞第五中<br>朝霞市 | 101<br>3             | 110<br>1   | 118<br>1   |    |    |    | 329<br>5     | 4  |    |    |    |    |      | 1      | 5  | 0         | 3     | 3     | 1  |
|     | 朝霞市計         | 1095<br>25           | 1136<br>17 | 1087<br>14 | 0  | 0  | 0  | 3318<br>56   | 32 | 0  | 0  | 2  | 0  | 0    | 22     | 56 | 0         | 19    | 19    | 16 |

令和6年度学級数 (集計表) [小]

| No. | 学校名<br>教委名 | 通常の学級(上段:実学級数、下段:標準学級数) |    |    |    |    |    |     |    |    |    | 特別支援学級(上段:実学級数、下段:標準学級数) |    |    |        |    |     |  | 上段:実計<br>下段:標準計 |  |
|-----|------------|-------------------------|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|--------------------------|----|----|--------|----|-----|--|-----------------|--|
|     |            | 1年                      | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計   | 知的 | 肢体 | 身虚 | 弱視                       | 難聴 | 言語 | 自閉症・情緒 | 計  |     |  |                 |  |
| 93  | 朝霞第一小      | 3                       | 3  | 3  | 3  | 4  | 3  | 19  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 21  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 3                       | 3  | 3  | 3  | 4  | 3  | 19  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 21  |  |                 |  |
| 94  | 朝霞第二小      | 4                       | 4  | 4  | 4  | 3  | 4  | 23  | 2  |    |    |                          |    |    | 2      | 4  | 27  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 4                       | 4  | 4  | 4  | 3  | 4  | 23  | 2  |    |    |                          |    |    | 2      | 4  | 27  |  |                 |  |
| 95  | 朝霞第三小      | 4                       | 4  | 5  | 4  | 4  | 3  | 24  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 26  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 4                       | 4  | 5  | 4  | 4  | 3  | 24  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 26  |  |                 |  |
| 96  | 朝霞第四小      | 3                       | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 18  | 2  |    |    |                          |    |    | 2      | 4  | 22  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 3                       | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 18  | 2  |    |    |                          |    |    | 2      | 4  | 22  |  |                 |  |
| 97  | 朝霞第五小      | 4                       | 5  | 4  | 6  | 5  | 4  | 28  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 30  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 4                       | 5  | 4  | 6  | 5  | 4  | 28  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 30  |  |                 |  |
| 98  | 朝霞第六小      | 6                       | 6  | 5  | 6  | 5  | 5  | 33  | 1  |    |    |                          |    |    | 2      | 3  | 36  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 6                       | 6  | 5  | 6  | 5  | 5  | 33  | 1  |    |    |                          |    |    | 2      | 3  | 36  |  |                 |  |
| 99  | 朝霞第七小      | 4                       | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  | 24  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 26  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 4                       | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  | 24  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 26  |  |                 |  |
| 100 | 朝霞第八小      | 5                       | 6  | 6  | 6  | 6  | 6  | 35  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 37  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 5                       | 6  | 6  | 6  | 6  | 6  | 35  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 37  |  |                 |  |
| 101 | 朝霞第九小      | 2                       | 2  | 3  | 2  | 2  | 2  | 13  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 15  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 2                       | 2  | 3  | 2  | 2  | 2  | 13  | 1  |    |    |                          |    |    | 1      | 2  | 15  |  |                 |  |
| 102 | 朝霞第十小      | 3                       | 4  | 5  | 4  | 4  | 4  | 24  | 1  |    |    |                          |    |    | 2      | 3  | 27  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 3                       | 4  | 5  | 4  | 4  | 4  | 24  | 1  |    |    |                          |    |    | 2      | 3  | 27  |  |                 |  |
|     | 朝霞市 計      | 38                      | 41 | 42 | 42 | 40 | 38 | 241 | 12 | 0  | 0  | 0                        | 0  | 0  | 14     | 26 | 267 |  |                 |  |
|     | 朝霞市 計      | 38                      | 41 | 42 | 42 | 40 | 38 | 241 | 12 | 0  | 0  | 0                        | 0  | 0  | 14     | 26 | 267 |  |                 |  |

令和6年度学級数 (集計表) [中]

| No. | 学校名<br>教委名 | 通常の学級(上段:実学級数、下段:標準学級数) |    |    |    |    |    |   |    |    |    | 特別支援学級(上段:実学級数、下段:標準学級数) |    |    |        |     |  |  | 上段:実計<br>下段:標準計 |  |
|-----|------------|-------------------------|----|----|----|----|----|---|----|----|----|--------------------------|----|----|--------|-----|--|--|-----------------|--|
|     |            | 1年                      | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 | 知的 | 肢体 | 身虚 | 弱視                       | 難聴 | 言語 | 自閉症・情緒 | 計   |  |  |                 |  |
| 49  | 朝霞第一中      | 8                       | 8  | 8  | 8  |    | 24 | 3 |    |    |    |                          |    | 2  | 5      | 29  |  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 8                       | 8  | 8  | 8  |    | 24 | 3 |    |    |    |                          |    | 2  | 5      | 29  |  |  |                 |  |
| 50  | 朝霞第二中      | 7                       | 8  | 6  |    |    | 21 | 1 |    |    |    |                          |    | 1  | 2      | 23  |  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 7                       | 8  | 6  |    |    | 21 | 1 |    |    |    |                          |    | 1  | 2      | 23  |  |  |                 |  |
| 51  | 朝霞第三中      | 7                       | 7  | 6  |    |    | 20 | 1 |    |    |    | 1                        |    | 1  | 3      | 23  |  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 7                       | 7  | 6  |    |    | 20 | 1 |    |    |    | 1                        |    | 1  | 3      | 23  |  |  |                 |  |
| 52  | 朝霞第四中      | 5                       | 5  | 6  |    |    | 16 |   |    |    |    |                          |    | 1  | 1      | 17  |  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 5                       | 5  | 6  |    |    | 16 |   |    |    |    |                          |    | 1  | 1      | 17  |  |  |                 |  |
| 53  | 朝霞第五中      | 3                       | 3  | 3  |    |    | 9  | 1 |    |    |    |                          |    | 1  | 2      | 11  |  |  |                 |  |
|     | 朝霞市        | 3                       | 3  | 3  |    |    | 9  | 1 |    |    |    |                          |    | 1  | 2      | 11  |  |  |                 |  |
|     | 朝霞市 計      | 30                      | 31 | 29 | 0  | 0  | 90 | 6 | 0  | 0  | 0  | 1                        | 0  | 6  | 13     | 103 |  |  |                 |  |
|     |            | 30                      | 31 | 29 | 0  | 0  | 90 | 6 | 0  | 0  | 0  | 1                        | 0  | 6  | 13     | 103 |  |  |                 |  |

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和6年4月19日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件 名  
専決第2号 朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について
- 2 専決処理期日  
令和6年4月1日
- 3 専決処理した理由  
委員の委嘱及び任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため
- 4 事務処理の状況  
別紙のとおり
- 5 委嘱の根拠  
朝霞市学校給食用物資選定委員会条例第4条

## 令和6年度 朝霞市物資選定委員会委員名簿

| 選出の根拠                     | 氏名                            | 職業又は所属・職名  | 備考 |
|---------------------------|-------------------------------|------------|----|
| 1号委員<br>(学校給食センター所長)      | ほしの <sup>かなめ</sup><br>星野 要    | 学校給食センター所長 | 再任 |
|                           | にこう <sup>たけお</sup><br>二河 健夫   | 学校給食センター所長 | 再任 |
| 2号委員<br>(栄養教諭、<br>学校栄養職員) | たぐま <sup>さやか</sup><br>田熊 清香   | 栄養主査       | 再任 |
|                           | わだ <sup>なおこ</sup><br>和田 直子    | 栄養教諭       | 再任 |
|                           | いとう <sup>まりな</sup><br>伊藤 麻里奈  | 栄養教諭       | 新任 |
|                           | ひっし <sup>まりこ</sup><br>日辻 万里子  | 栄養教諭       | 再任 |
|                           | あおやま <sup>てつや</sup><br>青山 哲也  | 栄養技師       | 再任 |
|                           | なか <sup>みなこ</sup><br>中 美奈子    | 栄養教諭       | 再任 |
|                           | さとう <sup>えりこ</sup><br>佐藤 英里子  | 栄養技師       | 再任 |
| 3号委員<br>(給食調理主任)          | よしだ <sup>しょうじ</sup><br>吉田 正二  | 給食調理主任     | 再任 |
|                           | しらとり <sup>やすゆき</sup><br>白鳥 康行 | 給食調理主任     | 再任 |
|                           | かわした <sup>とも</sup><br>川下 朋    | 給食調理主任     | 再任 |
| 4号委員<br>(保護者代表)           | まつもと <sup>たかひろ</sup><br>松元 貴寛 | 審議会等公募委員   | 新任 |

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和6年4月19日

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

記

- 1 件名  
専決第3号 朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について
- 2 専決処理期日  
令和6年4月1日
- 3 専決処理した理由  
委員の解職及び委嘱について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。
- 4 事務処理の状況  
別紙のとおり
- 5 委嘱の根拠  
朝霞市学校給食運営審議会に関する条例第4条

別紙

1 解職について

(1)発令事項 朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱を解く。

(2)発令年月日 令和6年3月31日

(3)発令候補者

| 氏名               | 職業又は所属・職名 | 理由    |
|------------------|-----------|-------|
| しま<br>嶋 とおる<br>徹 | 朝霞第三中学校長  | 担当の変更 |

2 委嘱について

(1)発令事項 朝霞市学校給食運営審議会委員を委嘱する。  
任期は令和6年4月1日から令和6年6月30日まで  
とする

(2)発令年月日 令和6年4月1日

(3)発令候補者

| 氏名                   | 職業又は所属・職名 | 新任・再任の別 |
|----------------------|-----------|---------|
| のぐち<br>野口 くにひこ<br>邦彦 | 朝霞第三中学校長  | 新任      |

## 教育長報告事項

## 令和5年度放課後子ども教室について

- 1 事業名 令和5年度放課後子ども教室事業
- 2 目的 放課後等に小学校の特別教室等を活用し、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動の場や地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。
- 3 日時 令和5年10月7日から令和6年2月24日まで（土曜の午前中）

## 4 会場及び参加者数等

| 会場      | 内容                   | 使用教室   | 講師                       | 応募人数 | 参加人数 | 延参加人数 | 実施回数 |
|---------|----------------------|--------|--------------------------|------|------|-------|------|
| 朝霞第一小学校 | バランスボール              | 多目的室   | ファルモル<br>小澤 美智子 他        | 17   | 19   | 175   | 12   |
| 朝霞第三小学校 | 科学あそび大好き！<br>（科学の実験） | ランチルーム | 科学読物研究会<br>岩田 真弓 他       | 33   | 20   | 194   | 12   |
| 朝霞第四小学校 | おもしろ工作教室             | ランチルーム | 朝霞ぐらんぱの会<br>廣江 芳裕 他      | 43   | 20   | 193   | 12   |
| 朝霞第五小学校 | わくわくスポーツパーク          | 会議室    | 株式会社ルネサンス<br>小岩 由果 他     | 44   | 30   | 289   | 12   |
| 朝霞第七小学校 | 劇あそび                 | 図工室    | NPO 法人朝霞おやこ劇場<br>岩崎 裕子 他 | 8    | 9    | 90    | 12   |
| 朝霞第十小学校 | 墨と筆で遊ぼう              | 生活科室   | 筆家団樂<br>葵 大輔 他           | 5    | 7    | 69    | 12   |
| 合計      |                      |        |                          | 150  | 105  | 1,010 | 60   |

※今年度は各教室定員20人（劇あそびのみ15人）とし、抽選を行った。その後にキャンセルが出た場合は、繰り上げ当選を行った。

## 5 内容

例年通り各教室の定員を昨年度の20人（劇あそびのみ15人・わくわくスポーツパークは低学年と高学年の2部構成各20人）とし、6教室の合計を135人としたところ、応募者数は150人となった。全体で見ると応募者数が定員を上回り、放課後子ども教室の需要が大きいことが伺えた。

事業の実施後に実施したアンケートでは、「楽しかった」が92.7%、日程、回数、時間などの設定は「ちょうどいい」が81.7%、「来年度も参加したい」が93.3%と参加した児童・保護者から好評をいただいた。

事業実施中、参加した子どもたちが真剣な面持ちで工作・書道の作品作成や科学課実験に向き合ったり、スポーツ教室やバランスボール、劇あそびでは時折大きな歓声が響きわたるなど盛り上がりを見せ、それぞれが充実した時間を心から楽しんでいる様子が伺えた。

令和6年度についても、アンケート結果や講師及び実行委員会の意見を踏まえ、より充実した事業を実施していきたい。

## 教育長報告事項

## 令和5年度市民企画講座について

- 1 事業名 令和5年度 市民企画講座事業
- 2 目的 市民学習団体が自ら企画・実施する学習講座に要する経費の一部を補助することにより、市民の創意による、地域の実情に即したさまざまな講座の展開を支援し、市と市民との協働による生涯学習活動の推進を図る。

## 3 事業概要

|   | 団体名                     | 学習テーマ  | 延べ参加者数 | 延べ講座開催回数 | 講座時間数   |
|---|-------------------------|--|--------|----------|---------|
| 1 | 朝霞基地跡地の自然を守る会           | 身近な自然保護を学び、朝霞の自然環境などを学ぶ。   | 106人   | 3回       | 7時間30分  |
| 2 | 特定非営利活動法人(NPO法人)あさか市民大学 | 歴史の面白さについて朝霞を中心に近隣や他地域の歴史を学び、現地見学を交えて歴史の面白さを知ってもらう。                        | 135人   | 6回       | 12時間00分 |
| 3 | 年金者組合朝霞支部               | 様々な分野に興味、関心を広げ豊かなシニアライフが送れるようにする。  | 88人    | 3回       | 6時間15分  |
| 4 | 認定・埼玉県指定NPO法人メイあさかセンター  | 唄って打楽器を演奏し、ドラムサークルを楽しみ、「パ・タ・ラ・カ」発声で口腔の健康維持を！<br>高齢者のフレイル予防と仲間づくりの社会参加に供する。 | 33人    | 3回       | 4時間30分  |
| 5 | 健脳なずな会                  | 認知症予防と筋力アップ。   | 46人    | 4回       | 8時間00分  |
| 6 | 朝霞おやこ劇場学習部              | 子どもたちの心の育ちをさまざまな視点から学び地域で子どもたちを育てていく！<br>そのはじめの一步となるヒントを学び合う。              | 27人    | 3回       | 4時間30分  |
| 7 | 朝霞地区インターナショナルソサエティ(AIS) | 近隣の外国人居住者への日本語指導を中心に、お互いの国の文化習慣を学び合い民間国際交流の一助とする。                          | 71人    | 3回       | 8時間00分  |
| 8 | コミュニティあさか               | 貧困をはじめとする子どもの問題を社会の問題としてとらえ、学び考えることから共感の輪を広げていく。                           | 78人    | 3回       | 6時間00分  |
| 9 | 朝霞倶楽部                   | 朝霞市内で学生コミュニティの形成を行い、地域づくりを通じた学生のやりたいことの実現について考える。                          | 29人    | 4回       | 6時間00分  |
|   | 合計                      |  | 613人   | 32回      | 63時間15分 |

#### 4 評価と反省

今年度は9団体により、それぞれに創意工夫を凝らして企画・運営する「学びの場」を実施していただきました。

講座内容といたしましては、環境、歴史、健康、国際交流と多岐に渡り、新しい分野としては子どもの貧困問題を取り上げた講座、学生主体の地域づくりに関する講座がございました。

子どもの貧困や学生主体の地域づくりなど若い世代に注目した講座が始まったことは、世の中の動きに市民が反応し、市民企画講座でも取り上げてみようという新しい動きととらえております。

今後も団体の自主性を尊重し、市民自らの手による学習活動が継続して推進され、生涯学習が充実したものとなるよう支援してまいります。

## 教育長報告事項

## 朝霞市博物館の登録について

## 1 概 要

令和5年4月1日施行の改正博物館法の規定により、これまで国に登録されている博物館については、経過措置として、施行より5年間は登録博物館とみなすこととされました。

朝霞市博物館におきましては、令和5年11月8日付けで埼玉県に登録申請を行い、令和6年2月22日に埼玉県及び学識経験者による実地調査を受け、同年3月21日付けで博物館登録原簿に登録された旨、通知がありました。

今後は、毎年5月末日を期限とする定期報告を提出し、登録博物館としての運営を行ってまいります。

## 2 登録内容

- ・名 称 朝霞市博物館
- ・所在地 埼玉県朝霞市岡二丁目7番22号
- ・登録年月日 令和6年3月21日

## 教育長報告事項

## 「池田幹雄追悼展」について

1 開催期間 令和6年5月1日(水)～5月31日(金)

2 会場 朝霞市博物館

3 開催趣旨

長年、朝霞市美術協会会長として尽力され、令和4年11月に逝去された日本画家池田幹雄氏は、昭和3（1928）年北海道函館に生まれ、上京後多摩美術大学の前身である多摩造形芸術専門学校を卒業。新制作展などに出品、数々の賞を受賞し、昭和44（1969）年に新制作会員に推挙されました。昭和48（1973）年からは埼玉県展の日本画審査員を、平成5（1993）年からは朝霞市美術協会会長をつとめられた傍ら、女子美術大学や自由学園で教鞭をとるなど、美術教育にも力を注がれました。

当館におきましても、開館した平成9（1997）年より開催している、朝霞市県展作品展において、20年にわたり展示指導を務めていただいたほか、平成10（1998）年に開催した第3回企画展におきましては、池田氏の作品40点余りを紹介した「風と浪漫の情景－池田幹雄展」を開催するなど、地域の美術振興に多大な尽力をされております。

本展では、池田氏を追悼し、水彩画のスケッチを含む遺作20点余りを展示いたします。

## 教育長報告事項

## 朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

1 日 時 令和6年4月7日(日) 午後2時～午後3時

2 主 催 溝沼獅子舞保存会

3 会 場 溝沼氷川神社

4 見学者数 120人

5 概 要 「溝沼獅子舞」の春の奉納舞が、溝沼氷川神社で行われました。

当日は晴天に恵まれ、多くの来場者があり、興味、関心を持って見学されている様子うかがえました。

奉納舞の終了後には、見学者が頭に獅子頭をかぶせてもらう光景が多く見られ、無形文化財伝承者との交流も図られていました。

今後におきましても、主催団体と連携を図りながら、地域に伝わる文化財の保護・普及に努めてまいります。

議案第38号

朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員の委嘱及び任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員を委嘱及び任命することについて議決を求める。

令和6年4月19日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 発令事項 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員を委嘱（任命）する  
任期は令和6年4月19日から  
令和7年3月31日までとする
- 2 発令年月日 令和6年4月19日
- 3 発令候補者 別紙のとおり

別紙

朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員 発令候補者名簿

| 氏 名        | 職業又は所属・職名      | 新任・再任の別 |
|------------|----------------|---------|
| からまつ 唐松 善人 | 朝霞市立朝霞第一中学校長   | 再任      |
| とぼし 土橋 徹嘉  | 朝霞市立朝霞第二中学校長   | 再任      |
| のぐち 野口 邦彦  | 朝霞市立朝霞第三中学校長   | 新任      |
| おおた 太田 禎治  | 朝霞市立朝霞第四中学校長   | 新任      |
| すずき 鈴木 香織  | 朝霞市立朝霞第五中学校長   | 再任      |
| すだ 須田 祥子   | 総務部長           | 再任      |
| つみだ 堤田 俊雄  | こども・健康部長       | 新任      |
| さとう 佐藤 元樹  | 福祉部長（福祉事務所長兼務） | 再任      |
| こじま 小島 孝之  | 学校教育部長         | 新任      |

議案第39号

第五採択地区協議会規約について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定により、第五採択地区協議会規約について別紙のとおり議決を求める。

令和6年4月19日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

# 第五採択地区協議会規約

## 第一章 総 則

### (目的)

第一条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第五採択地区内の市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

### (名称)

第二条 協議会は、第五採択地区協議会という。

### (協議会を設ける市の教育委員会)

第三条 協議会は、次に掲げる市の教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）がこれを設ける。

- 一 朝霞市教育委員会
- 二 和光市教育委員会

## 第二章 組 織

### (組織)

第四条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

### (委員)

第五条 委員は、次に掲げる者のうちから充てる。

- 一 関係市教育委員会の教育長及び委員
  - 二 関係市の保護者
  - 三 関係市の教育委員会事務局部課長
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、その議事に加わることができない。

(会長)

第六条 協議会に会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第七条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

### 第三章 会 議

(会議の招集)

第九条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 4 協議会の委員は、会議に関わる事項において、知り得た内容を外部に漏らしてはならない。

#### (教科用図書の選定の方法)

第十一条 教科用図書の選定は、第13条第4項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定のための資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

#### (選定した教科用図書の通知)

第十二条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

### 第四章 調査員

第十三条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 調査研究は志木市、新座市が構成する第六採択地区の調査員と共同で行う。
- 3 調査員は、第五及び第六採択地区内の学校の校長若しくは教頭、主幹教諭、教諭等を充て、種目ごとに原則として5名とする。ただし、国語は書写を含め、社会は地図を含め、7名までとする。
- 4 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 5 調査員は、調査の内容及びその他調査に関わる事項において、知り得た内容を外部に漏らしてはならない。

## 第五章 協議会の公開及び議事録、資料の公表

第十四条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは非公開とする。

2 協議会の会議の議事録及び前条第4項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

## 第六章 経費の支弁の方法

第十五条 協議会に要する費用は、関係市の協議により決定した額について、関係市が負担する。

### 附則

この規約は、平成30年4月26日から施行する。

朝教委生ス発第33号

令和 6年 4月 19日

朝霞市教育委員各位

朝霞市生涯学習・スポーツ課

課長 小笠原 ミツエ

### 武道館耐震等改修工事におけるアスベストの検出について

日頃から本市教育行政の推進について、ご協力くださり誠にありがとうございます。

さて、現在施工中の武道館耐震等改修工事において、施工業者が3階剣道場の天井板を撤去したところ、吹付材が発見され、分析調査を行った結果、レベル1のアスベストが検出されました。

当該アスベストは、建設時の竣工図面に記載がなく、設計時においても、屋根裏のため調査が困難な箇所であり、事前の把握ができませんでした。

なお、今回、追加調査として、2箇所の検査を実施いたしましたが、アスベストは検出されていません。

また、敷地内5か所で空気濃度測定を実施したところ、基準値内となっております。

撤去工事の費用は約1,700万円(税抜)を見込んでおり、県のガイドラインに則り別途工事とする予定です。また、安全管理や工期への影響を考慮し、さらに経費の節減も見込めることから、本体工事を施工している永田建設㈱と随意契約を締結する予定です。

今後、住民説明会を経た後、ゴールデンウィーク明けから撤去作業に入り、5月末までの終了を予定しています。現時点では、全体工期(令和7年3月14日)への影響はございません。

アスベストの除去に際しましては、法令に従い、濃度測定や作業範囲の養生など適切な方法で実施してまいります。

〈担当〉

朝霞市 生涯学習部 生涯学習・スポーツ課

電話:048-463-2403(直通)